

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の特別徴収4・6・8月は仮徴収期

令和3年度の後期高齢者医療保険料および国民健康保険税が特別徴収(年金天引き)となる方の保険料(税)は、6月以降、前年分(令和2年1月～12月)の所得状況を確認し、年額を決定します。

このため、4・6・8月の特別徴収は、前年度の保険料(税)額により仮の徴収額で行う「仮徴収」になります。

※普通徴収(納付書や口座振替で納付)の方は、仮徴収はありません

【令和3年2月に特別徴収となっていた方】
原則として、仮徴収額は、令和3年2月の特別徴収額と同額です。

【令和3年4月から新たに特別徴収となる方】
仮徴収額は、令和2年度の年間相当額保険料(税)の約6分の1が1回当たりの仮徴収額となります。

なお、10月以降の徴収額は、7月に決定する令和3年度保険料(税)の年額から仮徴収合計額を差し引いた額です。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者(給与等の支払いを受けている者に限る)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または同感染症の感染が疑われる者で、療養のため労務に服することができない者(個人事業主は対象外)】

申請する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策

国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金を支給

申請する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者(給与等の支払いを受けている者に限る)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または同感染症の感染が疑われる者で、療養のため労務に服することができない者(個人事業主は対象外)】

申請する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

申請する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

申請する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度 葬祭費を支給

後期高齢者医療被保険者が亡くなった場合、葬祭費を支給します。

【葬祭を行った方】
支給額5万円

【申請書類等】
後期高齢者医療被保険者証、申請者が葬祭を行ったことを証する書類(領収書等)、通帳など振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要)

【国民年金課国民年金保険料】
4月からの国民年金保険料は、1万6千600円(付加込みは1万7千100円)です。

【学生納付特例は】
収入が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

【必要書類等】
退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳

令和3年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書の送付

4月30日に納税通知書(薄紫色または青色の封筒)を送ります。

課税対象となるのは、令和3年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方です。(償却資産は固定資産税のみ)

税額の計算方法は、納税通知書をご確認ください。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

犬の登録と狂犬病予防注射

生後3か月以上の犬を飼っている方は、一生に一度の犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

【登録料】
登録済みの犬 3,200円
未登録の犬 3,000円

【注射料】
注射済票 550円
計 3,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

【注射料】
注射済票 550円
計 6,750円

健康課健康係 保全緑地申請受付開始

みどりの豊かなまちづくりのため、市では保全すべき緑地に対して助成金を交付します。

高さが1メートル以上で総延長が10メートル以上ある生け垣や、幹回り1.5メートル以上または高さが10メートル以上ある樹木等を対象としています。

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

【申請】
4月1日～30日(消印有効)に、郵送または直接、申請用紙を環境政策課緑と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860)へ

環境に配慮した取り組み等への補助

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】
みどりの豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。